

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長瀨尻玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡長瀨町大字本野上字袋一一六番 一二地先から同郡同町大字本野上字袋 一三一番一地先まで	区 間
七・八一 二二・三八	七・八一 二二・一四	敷地の幅員 (メートル)
	五八・八八	延長 (メートル)
区域の一部変更である。	自転車歩行者道整備 工事(本野上工区) 平成二十七年二月十 日付け埼玉県秩父県土 整備事務所長告示第四 号で告示した道路予定	備 考